

令和4年度 第2回 大阪市行政不服審査会 会議録

1 日時 令和4年10月6日（木曜日） 午後4時～午後5時

2 場所 大阪市役所屋上階P1会議室

3 出席者（委員）

海道俊明委員、北川豊委員、榊原和穂委員（会長）、
櫻井多美委員、常谷麻子委員、永井秀人委員（会長代理）、
野村宏子委員、畠田健治委員、平松亜矢子委員、
丸山敦裕委員、森本勝志委員、吉岡奈美委員

（事務局）

総務局：巽行政部長、白子担当係長、伊藤係員

財政局：小林税務不服審査担当課長、坂本担当係長

4 議題

- ・審査会運営に係る意見交換（答申書の構成について、職権送付について）

5 会議内容

○白子担当係長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

大阪市行政不服審査会事務局の総務局行政部行政課の白子です。よろしくお願いいたします。

なお、資料1に記載のある行政不服審査担当課長の川田は本日欠席となります。

それでは、まず、本日の運営方法について、説明させていただきます。

本審査会は参集での開催のため、会議の公開は、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の3に基づき、傍聴を認めることにより行わせていただきます。

傍聴者の遵守事項については、大阪市行政不服審査会傍聴要領の通りです。なお、「写真撮影、録画及び録音」については、禁止されていませんが、審査会の運営及び他の傍聴者の傍聴に支障のない範囲で、傍聴席においてのみ認めることといたします。

なお、本審査会の記録を作成及び公開する必要上、事務局にて録音をさせていただきます。当該録音については、議事録完成までの間の保管中は情報公開請求の対象となりますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

発言者を明確にするため、委員の皆様におかれましては、発言の際は挙手の上、司会者の指名を受けてから発言をお願いします。

事務局からは以上です。それでは、榊原会長お願いいたします。

○榊原会長

それでは、時間もありませんので、早速ですが、審査会運営について意見交換を行いたいと思います。

意見交換については、事務局に司会進行を委ねたいと思います。

○白子担当係長

それでは、以降、意見交換につきましては私の進行により進めさせていただきます。

意見交換に係る課題については、1、2の二つ用意しており、概ね30分ずつの時間配分で考えております。

机上配付の資料の3枚目の資料2が課題1、5枚目の資料3が課題2となっておりますので、よろしくをお願いします。

まず、最初に確認しておきますが、本意見交換については、この場で決定を行うものではなく、今後の運営や規定化にあたって、委員の皆様のご見解を伺うものです。

その前提で、忌憚のないご意見をいただければと思います。

① 意見交換課題1

○白子担当係長

それでは、意見交換課題1から始めさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げた通り3枚目の資料2になります。

「答申書の構成について」になります。

こちらについては、答申書の構成を総務省マニュアルの構成とすること自体については、以前メールで照会させていただいた事前照会において、特段の異論はありませんでした。したがって、こちらの課題1の現状と総務省マニュアルの表の通り、総務省マニュアルの方に変更する前提で、その時期等について、この場でご意見いただきたいと思います。

早速ですが、ご意見いただける方、挙手をお願いできればと思います。

また、前回同様、マイクは一人一本用意できておりませんので、間のマイクを取って、電源を入れて、ご発言いただければと思います。

ご発言いただきたいところは、今回総務省マニュアルに記載のような構成に変えるという前提で、一応、案の1と案の2を示させていただいています。審理員意見書も変える予定をしておりますので、その変更後に、審査会でも変えていくのか、案の2の通り、今現状の資料からこのような構成を作れないので、答申から先行して新構成としていくのか、また、このような総務省の提案のような構成とする際の注意点等あれば、併せてご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

海道委員をお願いします。

○海道委員

第2部会の海道です。

どちらでもいいのかなというのが率直なところではありますが、審理員意見書の新構成の変更スケジュールを見ますと、これから研修を実施して新構成にしていくということのようです。それを待つよりも、審査会の方から、今の総務省マニュアルの方に合わせていって、審理員意見書の新構成にしていく際の一つの素材にする。このような形で実際に答申を作っているというのを（審理員に）見せることができるのは、いいことなのかなというふうに思いますので、私としては案の2の方でも構わないのかなという印象を持っております。

以上です。

○白子担当係長

海道委員、ありがとうございました。

海道委員より、案の2でよいのではというご意見をいただきましたけど、他の委員の方はどうでしょ

うか。永井委員お願いします。

○永井会長代理

税務第2部会の弁護士の永井です。

私も案の2で概ねいいのではないかなとは思いますが。ただ、答申案を書くにあたって、特に、今出されている総務省マニュアルの第7ですけれども、認定事実をどういうふうに答申案の中で書くかというのは、部会の中でも議論をしたところ。現状の形だと認定事実っていう表題を出すことなく、いきなり論点に対する判断という形をとってしまっていて、それには若干違和感を感じていました。

ですので、この新様式の方が、そこを区別して書かれているので、すっきりするんじゃないかと考えています。

ただ、(総務省マニュアルの)第4、第5、第6とか、結構冗長になりはしないかっていうところを少し懸念しています。

つまり、答申書を受け取った身からすると、いつまでたっても、その審査会の判断が出てこないというのが、読みにくいという部分が出ないかなというのが気になっています。ですので、この辺はすっきり書きたい部分だなと思います。

今でも、審理員意見書は、(答申書の中で)割と幅広く取っているなという気はするのですが、そこが、新様式になることによって、さらに複雑に見えるっていうのは本旨ではないと思いますので、工夫が必要かなと思ってます。

○白子担当係長

永井委員ありがとうございます。

その点、補足させていただきますと、総務部会の話ですが、現状、審理員意見書の要旨は、ほぼ審理員意見書をそのまま写しているような感じになっています。その点については、総務省のマニュアルも簡潔に記載するようにと書いてあります。今後、新様式に合わせて、当然、全体のボリュームが大きくなっていくことになるため、ご指摘いただいた通り、第4、第5のあたりは、簡潔に要約ということで、やっていくのが一つの方法かと思います。

ご意見ありがとうございます。

他にご意見等あれば、会長の方からいただければ。

○榊原会長

先ほどのご意見、私も賛成です。案の2でいいのかなとは思いますが、先ほど永井委員から意見があったように、もう少しこの構成自体を工夫する余地があるんじゃないかということもあります。ですので、時期については、今決めずに、少し経過を見てもいいのかなと思います。それで、部会ごとにもう少し意見を出し合ってから決めていってもいいのかなと思います。

○白子担当係長

ありがとうございます。

今、時期についてご提案いただいて、仮に案の2になったとしても、当然、いつやるっていうのは、決まっているものではないし、今後、明確に決める必要もないのかなと考えているところです。

特に今現状、継続中ですでに作りかけているのを新様式にするというのはなかなか非現実的なので、その辺は、部会ごとに議論して、どこかの段階で進めていくということで、今のところ大まかには決めさせていただくとして、審理員意見書の新構成への変更を待っていると、海道委員からおっしゃって

ただいたように、来年とかになってしまうので、そこまで待つ必要はないとの意見が多いのですけれど、他に、この時期についてご意見あればいかがでしょう。

永井委員お願いします。

○永井会長代理

現状、私の部会は案件がないんですけど、次からでも、可能は可能だと思うんです。

ただ、現状、ドラフティングを事務局の方でいただいているという都合上、それが可能なのかどうかという現実的な問題もあるのかなと。

もしその書面をワードとかでいただけるのであれば、組み換えるのは、ある程度自由に、慣れている我々のような人間ができるのかなと思いますので、その辺は柔軟に考えていけばいいんじゃないでしょうか。

現状のものから組み換えるのも簡単だろうし、無理のない範囲で、すぐにもう進めていくのは可能かと思えます。

○白子担当係長

ご意見ありがとうございます。

どうでしょう、税務部会事務局でできそうかというのは。

○坂本担当係長

案件がないので、現段階ではなんともいえません。

○白子担当係長

それでは、今後の事件を見つつということで。

また、これは総務部会の、私が担当しているところになるんですが、冒頭でも申し上げさせていただいた通り、多少の時間はかかるけど、諮問資料一式から、特に第3とか第2などを作っていけなくはないのかなと思っているところです。その辺はできなくはないかなと。

その他ご意見があれば。

○永井会長代理

すみません、永井です。

審査請求人の主張の要旨って書きにくいんじゃないかなと思うんですよね。

この主張と事実を区別して記載っていうのは、すごく難しいんじゃないかなと思っています。

その辺は苦労するかもしれませんので、工夫が必要かもしれませんね。

そして、それを整理するために、審査請求人に、ここってどういう主張なんですとか、事実はこの事実であってんですとか、問い合わせするようなことだと、さらに審議が長期化してしまうことも想定されるので、ここは、ある程度、主張が出た段階で、ぱっさり整理してしまうか、ちょっと丁寧にやるのかっていうのは、事案を見て温度差が出てくるころかなと思います。

○白子担当係長

永井委員ありがとうございます。

そうですね。総務部会の現状としても、なかなか審査請求書なり、その後に出てくる主張書面とかで、(主張と事実を)区別して書かれていることの方が少ないのかなという感想です。会長どうでしょうか。

○榊原会長

担当者によっては、もしかしたら、主張と事実の区別も可能かもしれないですけど、皆さん職員は

異動とかもあるんで、皆さんがちょっと主張と事実を分けるっていうと、永井先生がおっしゃるように多分難しいと思うので、もしこういう記載の仕方をするのであれば、やっぱり法律家の方も分担していないといけないのではと思います。

ここも含めて、やってみて感じることもあると思うので、この時期に一斉に変更っていうのではなくて、検討しながらでないと、全部揃えていくのは難しいんじゃないかなと。

○白子担当係長

榊原委員ありがとうございます。

常谷委員お願いします。

○常谷委員

質問なんですけれど、マニュアルの記載に絶対従って、作っていかねばならない方向に最終的になるのでしょうか。

○白子担当係長

いいえ、そこはそういうわけではないです。

あくまで総務省として、今後はこうしていった方がいいのではないかというマニュアルレベルでの提案です。

○常谷委員

なるほど。わかりました。

判決書について、裁判官が愚痴を言っていたことがあって、新様式で、今、主流の書き方で書いてきたいんだけど、原告・被告の主張が余りに下手くそすぎると、旧の、昔ながらの裁判様式で書かないと、どうにもならないことがあるという愚痴を言っていたことがあります。ですので、事案によって、まとめ方を変えてもいいのかなというふうに思いました。

そういう意味で、先生方がおっしゃっているように、次の案件から試行的にこの案件はこういうマニュアルに沿って作っていけそうだなって思えばしたらよろしいし、無理だなと感じられたら、昔ながらのやり方をやっていくのでよろしいのかなと思います。

○白子担当係長

常谷委員、ありがとうございます。

そういう意味では、例えば、(マニュアルの) 第5のところが議論になっていましたけれど、第6ができたなら第6の論点整理はやりつつ、できないところは、従来通り、区別して書かないということでそのまま書くとか、そういうハイブリッドになるかとは思いますが。

いかがでしょう。結構、方向性が見えてきた感じなんですけど、他にご意見があれば。

丸山委員、お願いします。

○丸山委員

もともとの議論の出発点というのが、総務省からマニュアルが出てきて、それに合わせることで全国的に比較可能な様式とすることになったと、こういう出発点だと思うんですね。

そこにどれだけ早く合わせていくかどうかっていうところで、話が当初始まったと思うんですけど、今の場の流れからいくと、むしろ事案に応じてより適切な様式を選択するということになるので、時期の話とかも、そんなに今ここで細かく詰める必要がなくなったというような印象を抱いています。

○白子担当係長

丸山委員ありがとうございます。

最終的には、事案もいろいろで、部会ごとの審理方法も若干異なるところもあるかと思いますが、部会ごとに話し合っていていただくことになって、さらにその中で、できるところからやっていくことになるのかなと思っている次第です。

一定のご意見をいただいたところですので、この件につきましては、答申書の変更については運営要領に特に定めがあるわけでもないので、いただいた意見も踏まえて、今後、部会ごとに判断していただくということも一案と考えています。基本的にそういう方向でよろしいですか。

この点何かご意見等あれば。

よろしいでしょうか。

また、今後、部会でできるところからやっていただいて、特にこういうところを工夫したとか、成果自体はまたホームページで公表させていただくので、仮に他の部会がまず新様式で一度作っていただけたら、それを参照のために展開させていただき、ここが難しかったとかあれば、また全体会の場で共有していただいて、工夫したところなんかも、共有していければと思う次第です。

一旦、こちらの構成の問題についてはできるところから進めていくというところでまとめさせていただければと思います。

多少時間がありますので、可能なら、もう課題2の方に移らせていただきたいと思うんですけど、1点だけ、資料2の4枚目ですね、案に関する説明のところで、「時間があれば」として書かせていただいているところです。今現状、先ほど永井委員からもご意見いただいたところですけど、主張と事実、さらに、事実に関して証拠の認定をしていくということになれば、どのように引用していくか、総務省ではきちんと証拠を、事実に対応して書くように記載されているので、そこが一つ問題になっていくのかなと考えております。というのも、裁判なんかであれば、これこれと認定できる（甲1）などと書かれているかと思うんですけど、今現状の運用としては、そのような、証拠番号など振られていないところです。ですので、どうやって証拠を引用するか、一つはもうそのまま証拠のタイトルを長々と記載したりするのかと、国の答申でそういうのも若干見受けられるところなんですけど、ここについて何かいい方法とかご提案とかあればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

榊原会長お願いします。

○榊原会長

証拠っていうレベルまでじゃないんですけど、某自治体では、諮問にあがってきたときに、資料ごとに分けていて、資料に番号が振られていまして、とても、答申を書くときに見やすい状態にはなっています。ですので、証拠まで分けなくても、出てきた資料を、種類ごとに分けて整理するっていうのは一つあるのかなと思います。

○白子担当係長

それはちなみに、審査請求人と処分庁・審査庁で別々で通し番号を振っていくような感じですかね。

○榊原会長

はい。

○白子担当係長

榊原委員ありがとうございます。

一つご提案いただいて、諮問時には、一定のリストみたいなのを作っているのですが、証拠を大まかにしか書いていないので、どこかの段階で、事務局なり、もっと言えば、一つの方法として審査庁にリストを作ってもらいなりして、ご指摘のように、リスト化していくっていうのも、一つの方法なのかなと思った次第です。

他に何かこの件についてご意見ありますでしょうか。

永井委員お願いします。

○永井会長代理

私はこの付番については、やや消極に考えているんです。というのは、これを別紙みたいにしてしまって答申書と一体の書面にしてしまうと、情報公開請求などで、業務文書とかそういったものが公開されることになり、それも、いささか進み過ぎてるような感じもしますし、また、証拠ですべてを認定できない部分もあるんじゃないかなと。

弁論の全趣旨みたいな形で書けばよいだらうという話はあるかもしれませんが、(審査請求という)手続自体が、そういうものでもないんじゃないかなと。

もうちょっと柔軟な形であってもいいんじゃないか、つまり、証拠によって立証された事実しか認定しちゃ駄目だということまで、限定的に考えなくてもいいんじゃないかというのが、私の感想です。

○白子担当係長

永井委員、ありがとうございます。

そうですね。今現状、総務部会でも、すべてが厳密に証拠からの認定になっているのかっていうと、違うかもしれないです。

榊原委員の方で、先ほどご紹介の件について、リストみたいなものも合わせて送付しているのかとかご意見いただければ。

○榊原会長

そこは記憶にないんですけど、大阪市みたいに職権送付の制度自体、運用もされていませんので、永井委員のおっしゃることは、次の課題2でも同じようなことを考えていることからすると、おっしゃる通りかなと思いました。

○白子担当係長

ありがとうございます。

こちらも運用でどうしていくのがいいのか、実際やってみて、永井委員がおっしゃっていただいたように、必ずしもその証拠リストっていうのを作ってそこに完全に対応できない部分があるとしたら出てくるかもしれない、それをどうするのかという話は、事案ごとに、部会で確認して行って、これも多分いつか問題になると思うので、全体会の場等で共有ということでもよろしいですか。

そろそろ時間も来ておりますので。

永井委員、榊原委員ご意見ありがとうございます。ご意見も参考に、事務局としても考えつつ、適切にわかりやすい方法というのを模索していけたらと思います。

では、そろそろ30分が経とうとしているので、あと意見交換課題2の方が、若干ボリュームが大きいかと思いますので、特に問題ないようでしたら意見交換課題2に移らせていただきたいと思います。

② 意見交換課題 2

○白子担当係長

資料1枚めくっていただいて、資料3の課題2、「職権送付について」をご覧ください。

こちらについては、運営要領の改正に関わる課題であり、最終的には会長決定になりますが、その参考にすべく、ご意見いただければと思います。

それでは、案の1と案の2のどちらがよいかと、その理由について、簡単にご意見いただければと思います。

課題2の職権送付については、部会毎に運用されているかと思いますが、部会長に代表してご意見いただければと思います。

まずは、総務第1部会の部会長である北川委員をお願いします。

○北川委員

総務第1部会の北川です。

案の1と2を比較して、どちらに賛成かと申しますと、どちらかというとな案の2の方に賛成したいと思います。

理由としては、やはり、反対当事者に対して、主張証拠、事実関係について、確認、あるいは、反論の機会を与えるのに資すると考えるからです。

ただし、今までどんな運用をしてきたかといいますと、確かに、議事録や職権調査の結果なんかを、反対当事者に開示したことは今までなかったんですけども、その代わり、その結果によって、審査会の方で、重要な争点に関連すると考えた論点については、反対当事者に開示して、この点について、補充の主張ないし証拠を提出するように促すという形で運用していたと思います。

ですから、案1と2を比較しますと、2の方が好ましいと思うんですけども、かといって、何もかも送付するとなりますと、それだけで手続きが遅延しましたり、あるいは、かえって、反対当事者、特に審査請求人を混乱させるという懸念もありますので、すべて何もかも送るというよりは、審査会の方で、必要なものを選別して、送付する、ないし、開示するという限りで、案の2の方が好ましいというふうに考えます。

以上です。

○白子担当係長

北川委員ありがとうございます。

北川委員のご意見は案の2の方がいいかなと思いつつ、一定、審査会で選別するという事なんですけど、今現状、次のページですね、運営要領14条の2で、「ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でない」と部会が判断した場合はこの限りでない。」というのを、前回の全体会を受けて入れさせていただいているんですけど、どうでしょう、北川先生としては、これをもうちょっと変えたほうがいいということか、この但書で対応していくかということ。

○北川委員

この但書を適用して、不適切といいますか、あまり関連性の薄いと思われるものについては、除外するという運用が好ましいと考えます。

○白子担当係長

北川委員、ありがとうございました。

但書を残しつつ、前の部分を拡張すべく変えていくということで、ご意見いただきました。

次に、総務第2部会の部会長である榊原委員、お願いします。

○榊原会長

榊原です。

職権送付については、今、総務第2部会で、答申書を書くにあたり、差し支えの部分があったものについて、どこまで引用するかという点ですごく悩んでいるところでもあります。理想的なのは案の2の方なのですが、記録の作成・確認っていうところではすごく時間がかかってしまうとすると、やはり迅速性に欠けるところが大きいなっていうのが、私が思うところです。

ただ、結論に影響を及ぼす重要なところだと思われる部分については、例えば、要旨を作成するなどして、送るという方法を考えたり、まだ、ここの試行錯誤が必要なのではないかなと私は考えています。総務第2部会、同じ悩みを抱えていらっしゃる先生方にも後にご意見いただきたいと思うんですけど、

今すぐこの全部を、案の2のようにするのは、難しいのではないかなと思います。

○白子担当係長

榊原委員ありがとうございます。

今現状の総務部会のやり方を簡単にご説明させていただくと、一応、口頭意見陳述なり審査庁説明、処分庁陳述があれば、基本的には、ほぼ一言一句に近いような形で記録をしていくのが、今最新の状況なので、そうなってくると黒塗り部分なども増えかねないというのはご懸念の通りと思うところです。

では、次に、税務第1部会の部会長である吉岡委員お願いします。

○吉岡委員

税務第1部会の方では、正直この職権送付っていうのをやっていないし、やったことがないので、前回も議題にはあがっていたと思うんですけども、正直、イメージ的になかなか湧かないっていうのがあります。よくわからない中にご意見させていただくとすれば、私もどちらかといえば、案の2に寄った考え方かなと。

やはり反論の機会を確保するために、職権送付の対象とするのが望ましいのではないかというふうには思っております。

ただ、先ほど北川先生の方からもご意見があったように、何もかも送付してしまいますと、やはり少し不都合が生じる場面も出てくるかと思しますので、その論点となる部分で、そういったものを、審査関係人さんに、ある論点について、こういうふうに言われていますけどどうですかという形で、先方さんに補充の主張とかそういったものをしてもらう機会を設けるために、職権送付は必要なのかなと思っています。

以上です。

○白子担当係長

吉岡委員ありがとうございます。

次に、税務第2部会の部会長である永井委員、お願いします。

○永井会長代理

永井です。

今の吉岡先生の意見とかぶるんですけども、案の2で良いとは思いますが、これら職権送付の話は、14条の2には、調査審議の充実及び効率的な遂行のためというふうに書いてありまして、この目的

から反する、この目的に資さないものであれば、逆に言うと、別に送らなくてもいいという判断を、個々ですればいいのかと思っています。

ですので、当然、我々の部会ではあまりないんですけども、やはり口頭意見陳述の記録書をマスキングして出すというのはかなり手間だとは思いますが。

全部送った場合に、調査審議の充実に資すればいいんですけども、どちらかという、税務部会の方では、マスキングの処理とかもあんまりないですし、よいのですが、さらなる審査請求人からの主張のような苦情のようなものが出ることも多々あり得るところなので、それが果たして効率的な審議の遂行に繋がるのかという、疑問な部分もあります。もし（そのような可能性）があるのであれば、そこは差し控えてもいいんじゃないかなと思っています。

○白子担当係長

永井委員、ありがとうございます。

各部長にお聞きして、概ね案の2の方がいいのじゃないかと、そうすると、おそらく運営要領の改正となるかと思うんですけど、案の2としつつ、14条の2の第1項但書を使って、一定精査して送っていく。

で、記録を作る際に、一つはもう要約で作って、もう一つはほぼ逐語で作って、要約の方を送っていくような運用ということもあるんじゃないかというご意見かなとお聞きして、まとめさせていただいたんですけど。

その点について、部長以外の方、ご意見等あればお願いできればと思います。

平松委員お願いします。

○平松委員

これについて、総務省のマニュアルも、前提としては、答申の判断の基礎となるものであると審査会が判断した場合にはというのが入っていますので、やはり全てを送るということは当然前提としていなくてですね、その判断、まさに不意打ち防止、反論の機会をきちんと確保するというこのために、その判断の基礎とするものが出ていない、証拠としてきちんと送らないといけないという場面を想定しているのだと思います。ですので、それに限定してということであれば、特に私も異論はないんですけども、すべてを原則全部記録化して、すべて送れってことまでは言っていないと思います。（マニュアルの）そのあと（の部分）にも、適宜の形で書面化をした上で、「全てについて書面化を行う必要はないが」って書いてあるところがまさにそういうことを表していると思いますので、そこはやはり事務量との兼ね合いで、必要性に応じて必要な場合に限定してやっていくことになろうかと思っています。

この運営要領の14条の2というのは、今、改正後に関しては、この「主張書面等」という文言の中に一応資料を含んでいるんですね。

○白子担当係長

その点お答えさせていただくと、この「主張書面等」という文言については、ここでは引用してないんですけど、前のところに定義規定があって、一応、主張書面及び資料とされています。しかも提出された（主張書面等）ということになっているので、今の理解では、少なくとも口頭意見陳述記録とか、別に誰かから提出されたわけではなくて、事務局で作っているものですね、あと、審査庁説明・処分庁陳述、口頭では提出されているかもしれないんですけど、書面としては提出されていないので、そういうのは入っていないという理解です。今現状の解釈としては。

○平松委員

今おっしゃった部分に関しては、主張として整理すべき部分だと思いますので、仮に、その口頭で処分庁が説明された部分を主張として取りあげるなら、それを書面として提出することを求めるべきだと思いますし、口頭意見陳述の内容も同様で、それを請求人の方で、本人だから書面化できませんという話だったらこちらで書面に起こせばいいと思います。ですので、どちらかというところは証拠資料の話ではなくて、主張の部分かなと思います。

この「資料」というものが何を指すのかということが不明確ですので、その意味合いによっては、今の規定上であっても別に十分今議論をしている中身というのは実現することが可能かとは思いますが、その「資料」が何を指すもので、どこまでの解釈があるから今これが含まれてないとお考えになるか、その辺を整理いただければと思います。

○白子担当係長

平松委員ありがとうございます。

またそこは別途検討させていただくんですけど、「資料」という言葉は確か法律にもあったかなと思いついて、そこで言われている資料っていうのは、裁判でいう証拠という理解なのかなと思っている次第です。

もう一つおっしゃっていただいた、例えば、審査庁説明の中で、実質的に新たな主張みたいなものがなされたら、それについては改めて主張書面として出してもらおうというのは、今現状私の知る限りはあまりやってこなかったところなのかなと思うところです。この点、一つご提案として、検討させていただきたいなと思います。

この点について、ご意見等あれば。

丸山委員お願いします。

○丸山委員

私もですね、全体の話の流れと同様に、基本的には案の2の方向が良いかなとは思っております。

ただ、いくつか案の2だと問題があるということです。まず一つは事務負担が大きくなること。

その点に関しては、先程来、議論されておりますように、反論の機会を提供するという、あるいは、調査審議の充実及び効率的な遂行をというものを目指すということで、まず内容的な枠付けを与えることになろうかと思えます。

あと、事務負担とも関わるのかもしれないのですが、迅速性というところの問題もあるかと思えます。

迅速性に関しては、例えば、マスキング処理していくにあたって、それがすごく細かい作業になるということであれば、それは開示できる内容と開示できない内容の分離が困難ということになるかと思えますので、その場合には、むしろ、迅速性というものを優先して、例えば、出さない。分離が困難であるということを経由に出さないということでもよいかなと思っております。

あと、案の2と案の1を比較したときに、萎縮効果の問題があるかと思えますけれども、萎縮効果の問題についても、これも今回の資料のどこかに書いてあったかと思えますけれども、第三者の利益を害するおそれがあるものについてはマスキングする、あるいは開示しないということで対応すれば、案の2という方向で一応可能なかなというふうに考えております。

○白子担当係長

丸山委員ありがとうございます。

他の委員の方でご意見あれば。

○海道委員

第2部会の海道です。

少し記憶が曖昧になっているところがありまして、確認させていただきたいんですけど、前回の全体会の議論において、要領の14条の2の運用の仕方としては、基本的には提出した審査庁等の意見が付されていないものに関しては、基本的には送付するという運用というふうに理解してよろしかったでしょうか。

○白子担当係長

そうです。はい。

○海道委員

そうしますと、案の2になって、今の議論をまとめると、少し14条の2の運用方法について、実質的に判断していくことになるのかなど。

調査審議の充実、効率的な遂行のために資するのかどうかというようにところを判断していく必要性が出てくるのかなど。

そこら辺もやってみないとわからないってところもあると思うんですけども、少し、機械的な判断ではなくて、実質的な判断をしていく必要があるのか。意見といいますか、現状の運用との関係性について、少し、その点気になったので、お伺いさせていただきました。

そのような理解であってますでしょうか。

○白子担当係長

海道委員、ありがとうございます。

はい、最終的にはこれを変える方向で、さらに今いただいた意見とかを踏まえて、その余地がないかっていうのは会長と相談して、決めていきたいなとは思っています。

今の時点で、会長から。

○榊原会長

私も基本的には、大阪市の運営要領、今の段階で海道委員がおっしゃったみたいに、差し支え意見がないものについては、総務2部会でも職権送付しています。

そういうふうに考えると、但書にあたりたり、調査審議の充実や効率的な遂行のためっていう判断に時間を要するっていう、私はその懸念から、事務处理的な黒塗りの作業もそうなんですけど、その前段階の、これを、黒塗りを解いて送るべきなのかっていう判断を審査会でしなければいけないっていうところに、迅速性と兼ね合いを心配しているところです。

ただ、この運営要領の中で、そこまでの判断ができるように、運営要領の方を定めておくという必要があるのかなど、今お話聞いていて思いました。

○白子担当係長

榊原委員ありがとうございます。

榊原会長にもご意見いただきたいところなんですけど、今現状、先ほども申した通り、審査庁説明などは、ほぼ言っていたことすべてを記録化して、仮にその黒塗りを確認するとなると、多分、全文で、ちょっと総務部会ではどうかかわからないですけど、総務部会では全文になると、多ければ10ページぐ

らいですね、それについて黒塗り意見を当然聞かないといけない。14条の2の2項で。

そして、ご懸念通り、黒塗りの箇所っていうのが、まず出てくるまで待たないといけない、さらに審査会でそれが果たして適切なのかっていうのを検討しないといけないとなると多分時間はかかるのかなと思った次第です。ただ、先ほど、意見があったように、(判断の)基礎となる部分となると、審査庁に説明してもらった中でも、結構ピックアップして限定されるのかなと、たまに基礎となる部分が審査庁説明なんかで出てくることはなくはないのかなと、これは個人的感想ですけど思うのです。そういうところをピックアップして、この点について意見はいかがですかみたいな形で、職権送付について実質だけするっていうのはいかがですか。会長の考えとして。

○榊原会長

ちょっと皆さん多分具体的にその場面に遭遇してみないとイメージが湧かないかもしれないんですけど、おっしゃる通り、すごく時間がかかることが想定されますので、確か、ちらっと読んだ総務省のQ&Aでも、要旨で足りるっていうところがあったと思うので、できる限り時間をかけずに、工夫をしながら、やっていくべきかなと。

このマニュアルが出ていますけど、このマニュアルに沿ってやっていきなさいという命令でもないの、それぞれの審査会で、あるいは部会ごとに、ここはこうした方がいいっていう意見を出しながらやっていかなければ、やってみないとわからない問題点たくさん出てくると思いますね。

ちょっと白子さんのお答えになっているかどうかかわからないですけど。

○白子担当係長

はい。

それも含めて、実際、事務局としても、今回のご意見を踏まえて、そもそも記録の作り方っていうところを工夫とかして、その上で、また部会ごとに議論していただければと思う次第です。

一旦こちらの課題2については、もう一つテーマがありますんで、特段ご意見等なければ次に進めさせていただきます。

最終的には、広くとれるように、14条の2は会長と相談のうえ改正した上で、また、それを情報共有させていただきます。

○平松委員

ちょっと確認したいのですけど。

少し読みますと、この運営要領の14条の2は「送付するものとする」ってなってます、原則送付の規定になっていますけど、その前提が主張書面だけなら別に問題はないかと思うんですけど、今の資料は証拠であるっておっしゃったことからすると、証拠も原則、提出されたものについては(送付する)っていうさっきご説明だったと思うんですが、提出された証拠も原則すべて送付するっていう取り扱いになさったっていうことですか。

税務部会は、基本的には、いろいろな税務行政の問題とかもあって、もちろんその閲覧・謄写の対象にはなってますけれど、職権送付を全てについて原則するという扱いは、先ほど吉岡先生もおっしゃるように、全くやっていないことかと。

ですので、その全然がらっと変わるんですね。ちょっとそこは前回税務部会で申し上げた意見と多分全然違う内容になって入っていると思うんですけど、どういうふうに理解をして、今後私たちとしてどう運営していくということになるんでしょうか。

○白子担当係長

そちらはですね、一応お答えとしては、今現状は、主張書面と、あとは、いわゆる資料、証拠という資料ですね、資料も原則送付ということで考えておりますので、ご懸念のところは、この但書のところでご対応いただけたらなということで、このように改正させていただいているところです。

○平松委員

ということは、今ちょっと事件が止まっている状態ですので、現実には発生していませんけれども、そこは、運用としては、もう基本は、この例外に当たらない限りは、すべてマスキングをした上で、請求がなかろうが、その判断の基礎とならなかろうがすべて送付するという形になるんですね。

○白子担当係長

そうですね。そういう理解で策定して、現に総務部会ではそのような運用をさせていただいている。

○平松委員

それは多分従前から総務部会としてはそのようにやっており、税務部会ではそこは変更する必要があるという理解をしておけばよろしいですか。

○白子担当係長

そうですね。前回の全体会でちょっと異なるご意見もあったかと思うんですけど、一応最終的には会長と相談させていただいて、このように決定させていただいたということです。

○平松委員

統一的に送付するという事なんですね。

○白子担当係長

原則例外という意味では、資料も含めて原則送付ということです。

○平松委員

そこは決定されたのであれば、全然違う運用をしているというところも認識していただいていたと思うので、ご説明があつてしかるべきとは思いますが、今そういうご説明をいただいて理解はいたしました。

○白子担当係長

説明不足の点は申し訳ありませんでした。

今回のものも、決まったら丁寧に説明させていただくとして、先ほどの意見も踏まえて、また会長と相談させていただきたいと思います。

次の話に移らせていただいて、職権送付については、現状、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項で、「適当ではないとの意見があった部分を除いて、主張書面等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの）を送付するものとする。」と規定されています。

先ほどの話でいうところに資料も含まれます。

そのような中、総務第2部会において審議中の事件で、答申書の審査会の判断理由等を記載する箇所に職権送付でマスキングをした部分を記載することについて議論となっており、答申書に記載するのであれば職権送付で黒塗りとする必要はないとの意見があらうかと思えます。

つきましては、答申書での記載も見据えて職権送付段階で、「適当ではない」旨の意見について精査する必要があるか、ご意見いただければと思います。

これについては、第1回全体会后、税務部会では職権送付の判断の機会が未だないと思われまので、総務第1部会部会長の北川委員にご意見いただければと思います。

北川委員お願いします。

○北川委員

はい。

総務第1部会では、類似の事案で問題になったことはこれまでなかったと思います。

ただし、審査庁からマスキングを求められて、職権送付した書類について、事実認定といいますが、争点の核心に触れるような資料について、最終的な判断の基礎から排除したということはありました。

審査請求人側に、その内容の真正を確認できない資料を判断の基礎として用いることはできないという判断からです。

ですから、マスキングが適切かどうかというところは、答申書を作成することも見据えて判断する必要があるのかなと考えます。

○白子担当係長

北川委員、ありがとうございます。

他にご意見等あれば、挙手をお願いします。

なかなか職権送付自体がなければイメージが湧かないところかなと思うんですけど。

先ほどの北川委員のご意見を受けて、ここで問題になっているのが、今まさに総務第2部会で議論中のところで、軽々にはなかなか発言しがたいところもあるんですけど、今問題になっているところは、判断の基礎から総務部会では、なかなか排除しにくいところかなと思うところなんですけど、この点榊原委員の方から、北川委員の意見を受けて、何かあればお願いできればと。

○榊原会長

そうですね。実際答申書に判断の基礎として入れたい部分が、職権送付段階では差し支えという意見があつて黒塗りにして請求人に送ってるものなんですね。

そうすると、答申書を見ても真っ黒ですし、送られてきたものも真っ黒で、それでよかったのかなと。

職権送付の時にはこのルールに従って差し支え意見があつたものを、そのまま、迅速に処理するという趣旨から送っているんですけど、その段階でこれが後々答申書を書くにあたって、判断の基礎となる資料になるなっていう時に、立ちどまって考えるべきだったんじゃないかっていうところを今考えております。

その辺の意見をぜひ、部会の皆様にお伺いしたいなと思って、今日はお話しています。

○白子担当係長

榊原委員、ありがとうございます。

その点いかがでしょう。

畠田委員、お願いします。

○畠田委員

畠田です。

これは実はですね、一番上の論点のですね、要するに判決のように証拠を示しなさいというふうにかかれた総務省のマニュアルとも関連するんですけど、やっぱり判決書のように書こうと思ったら、証拠を示して、こういう証拠だから、こういう証拠があるから、こうなんだよっていうことを説得的に書

きなさいという趣旨だと思うんです。けれども、そういうことをやらなければならないのですね、なかなか証拠を開示することが、処分庁の方から黒塗りでやってくると（できない）。

これが非常に悩ましい、すごく悩ましい話です。逆に言えば、それで何でもかんでも（請求人に）出すということになると、それはそれでまた、処分庁の方が今度は資料を、もしかしたら出さなくなるかもしれないと。

この行政不服審査っていう手続きの妙というのは、やっぱり、処分庁からいろんな資料を出してもらって、審査委員、我々が、見て、それで正しく判断するということにあるので、裁判と同じようにやっていいのかどうかは非常に悩ましい。

非常に悩ましくて僕もなかなか結論が出ないんですけど、そういうところにやっぱり問題があるのかなと思いつつ、一応法律の規定ではですね、処分庁から意見を聞きなさいということになってるので、基本的には、拒否するっていうことではないんですよ。

そこら辺のところ、今非常に、絶妙な起案をしていただいている海道先生の方からご意見いただければと思うんですけど。

○白子担当係長

海道委員お願いします。

○海道委員

そうですね、本当に悩ましいところで、審査会と審査庁・処分庁との信頼関係っていうのもやっぱりそれなりに必要なのかなというふうに思っていて、黒塗りのまま送付しなかったもので、いきなり答申書の方で、当事者に送る中で、黒塗りをなしでっていうわけにもなかなかいかないのかなと。

他方で、黒塗らだらけの答申書を受け取った当事者は何を読み取るのかということもやはり問題なのかなと。私自身もあんまり、どういうところに落ち着くべきなのかっていうのは、まだ、いまいち結論は出ていないんですが、今、取り扱いのところでも、差し支えの意見があったら基本的にはそれをスルーして、そのままっていうふうにしてるんです。今、実際問題なってるのは行政手続法上の審査基準でして、それについては、例えば、申請者が申請の手続きにおいて見せてくださいって言ったら出さないといけないはずのもので、そういうようなものに関しては、意見が出てたとしても、後々、審査基準ですので、非常に重いものなので、判断の基礎にも入ってきます。そういう（重い）ものは、今のところそれぐらいのかなっていうような気はしてるんですけど、（処分庁の）意見に関して、一定程度、こちらでも、送付の段階で、吟味、検討する必要性があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○白子担当係長

海道委員ありがとうございます。

この点については、まだちょっと意見があるかもしれないですけど、もう時間が差し迫ってきたので、先ほどのご意見をお伺いしたところについては、まさに今、総務第2部会で議論いただいているところで、最終的にはいずれ答申という形になるかと思うので、答申の中で、一定その辺も示した上で、明らかになるかと思えます。またその時点で情報を共有させていただければと思えます。

ちょうど5時になりましたので、もしかしたらこの資料3裏面の派生課題について、ご意見あった方がおられるかもしれないですけど、時間の都合で、省略させていただきます。

また、メール等いただければ、それについては会長と共有させていただきます。

それでは、閉会時刻になりましたので、意見交換は以上とさせていただきます。
委員の皆様、本日は貴重なご意見ありがとうございました。

○榊原会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回大阪市行政不服審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。

お疲れ様でした。

6 会議資料

資料1 出席者名簿

資料2 課題1 答申書の構成について

資料3 課題2 職権送付について